

木造住宅の耐震に係る支援制度

木造住宅「耐震改修」事業補助金

～ 募集開始のお知らせ ～

耐震改修をされる方に補助金を交付します！！

■ 受付開始 令和6年5月8日(水曜日)から

■ 決定方法 先着順

■ 補助の要件

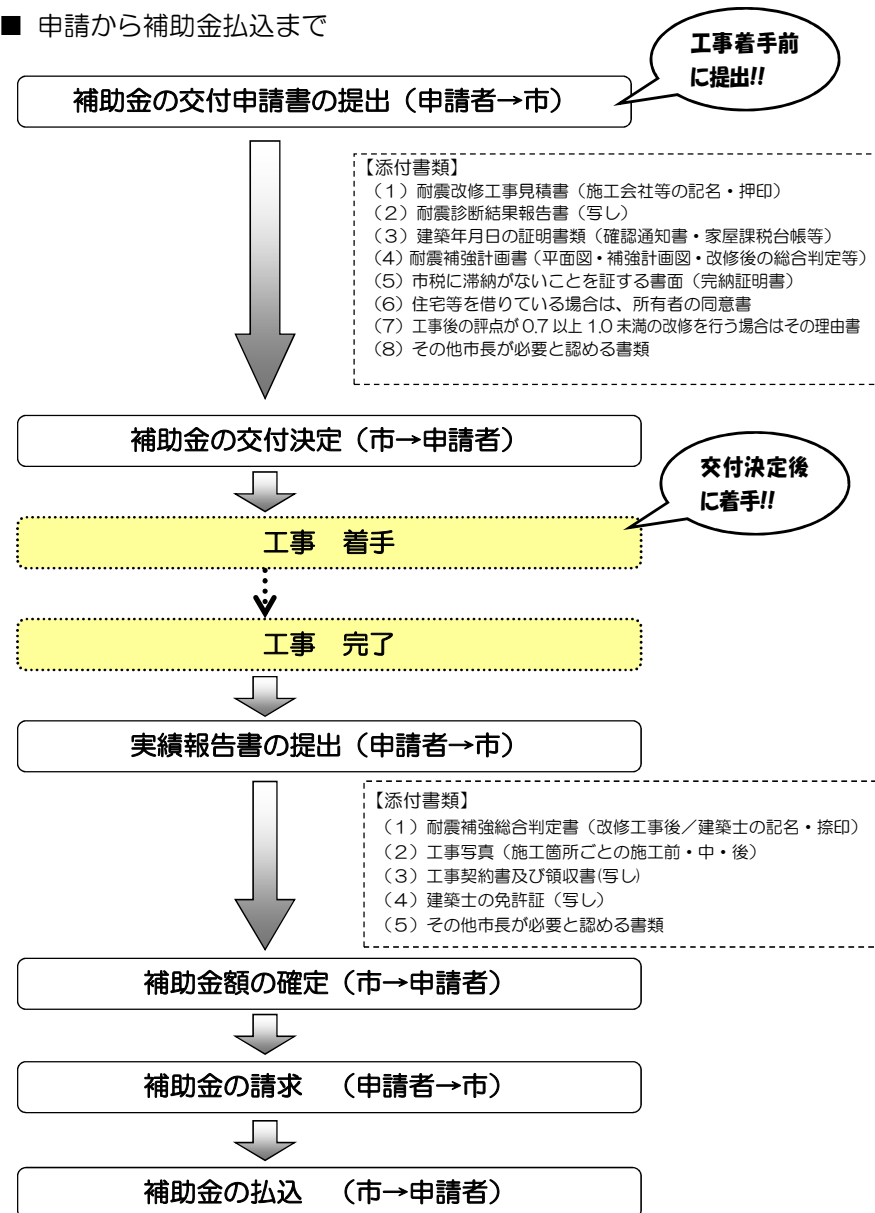
- [対象住宅]
- 木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工され現に完成しているもの
 - 併用住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上が住宅であるもの
 - 建築士が耐震診断し、その評点が1.0未満のもの
- [補助要件]
- 耐震改修後の評点が1.0以上となるよう改修すること
(※建築物の構造上やむを得ない場合、若しくは著しく居住性が悪化する場合は、0.7以上)
 - 建築士が耐震補強計画したもの
 - 宮津市内に本店を有する建築業者により耐震改修を実施するもの
 - 申請者が市税を滞納していないこと

■ 補助金の額

耐震改修後の評点	補助金額	補助率
1.0以上	最大180万円	10分の10
0.7以上 1.0未満	最大120万円	5分の4

令和6～7年度に限り、
最大120万円→180万円
に増額!!

■ 申請から補助金払込まで



工事着手前に提出!!

交付決定後に着手!!

■ 申込み・お問い合わせ

建設部 都市住宅課 建築住宅係

(本館南棟3階 / 電話0772-45-1631)